

## 割賦販売法の改正を求める意見書

近時、住宅リフォームや呉服、貴金属などの次々販売をはじめ、消費者の資力等を無視した悪質商法被害が大きな社会問題となっている。

これらの被害は、契約書を用いる個品割賦購入あっせん取引に集中しており、このような被害が発生する背景としては、クレジット会社が不適正な与信を防止する規定が現行割賦販売法に存在しないことなどが指摘されている。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会では、このような深刻な被害を防止するため、割賦販売法の改正に関する審議を進めているところであるが、今回の改正に当たっては、悪質商法をなくすため、クレジットの過剰与信、不適正与信を防止するなど、消費者が安心して利用できるクレジット制度にすることが必要である。

よって、国におかれましては、割賦販売法を次のとおり改正することを強く要望する。

- 1 クレジット事業者の既払金返還責任（無過失共同責任）を規定すること
- 2 クレジット事業者の不適正与信防止義務を明記すること
- 3 クレジット事業者の過剰与信防止義務を明記すること
- 4 契約書型クレジットに関する規制を強化すること
- 5 指定商品（権利・役務）制及び割賦要件を廃止すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日

山梨県甲斐市議会

・提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・法務大臣・経済産業大臣